

『海外で知財訴訟に巻き込まれるリスクへの対策を強化したい』

海外知財訴訟保険事業

全国規模の中小企業等を会員とした団体を運営主体とする知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟費用保険加入の掛金費用を軽減します。

対象となる方

全国規模の中小企業等を会員とした団体を運営主体とする知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟費用保険に加入する中小企業等

支援内容

中小企業等を会員とする全国団体に補助金を交付し、海外知財訴訟保険の掛金の1/2を補助し、中小企業の保険加入時の掛金負担を軽減します。

補助対象経費	保険加入に要する費用
補助率	1/2

ご利用方法

海外知財訴訟費用保険の内容や加入手続については、海外知財訴訟費用保険を運営する各団体にご連絡下さい。

また、本補助事業全般については、特許庁普及支援課支援企画班までお問い合わせください。

お問い合わせ先

<保険内容や保険加入について>

(1)日本商工会議所 総務部
電話:03-3283-7832

(2)全国商工会連合会 会員サービス部
電話:03-3503-1258

(3)全国中小企業団体中央会 経営支援部
電話:03-3523-4904

<補助事業全般について>

特許庁 普及支援課 支援企画班

電話:03-3581-1101(2145)